

第2次香取市総合計画後期基本計画及び  
第3期香取市まち・ひと・しごと創生総合戦略  
策定支援業務委託

公募型プロポーザル募集要領

令和3年10月

香取市経営企画部企画政策課

## 1 業務の概要

### (1) 目的

香取市では、平成30年度から令和9年度までを計画期間とする香取市総合計画基本構想を策定し、「豊かな暮らしを育む 歴史文化・自然の郷 香取 ～人が輝き人が集うまち～」を将来都市像として、その実現に向けてまちづくりを進めているところであり、前期基本計画は、令和4年度をもって計画期間が終了することから、後期基本計画を新たに策定する必要がある。

また、平成31年度から令和4年度までを計画期間とし、香取市に「住みたい」「住み続けたい」と思えるまちづくりに向けた施策をまとめた第2期香取市まち・ひと・しごと創生総合戦略についても令和4年度で計画期間が終了し、併せて策定する必要がある。

後期基本計画及び次期総合戦略の策定等に当たっては、幅広い分野にわたる専門知識や業務遂行能力が不可欠であることから、豊富な専門知識、経験や実績、高い企画力や応用力などを有するコンサルタント業者を選定し、策定等作業全般について支援を受けながら効率的かつ効果的に業務を進めることを目的とする。

### (2) 業務名

第2次香取市総合計画後期基本計画及び第3期香取市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定支援業務委託

### (3) 支援業者選定の方式

支援業者選定の方式は、公募型プロポーザル方式とする。

### (4) 業務内容

「第2次香取市総合計画後期基本計画及び第3期香取市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定支援業務仕様書」のとおりとする。

### (5) 業務規模

業務に係る委託料は、24,000,000円(消費税及び地方消費税を含む。)以内とし、各年度の限度額は次のとおりとする。

令和3年度 8,000,000円以内

令和4年度 16,000,000円以内

### (6) 委託期間

業務委託の期間は、契約締結の日の翌日から令和5年3月24日までとする。

### (7) 発注者・事務局

発注者 千葉県香取市

事務局 香取市経営企画部企画政策課 担当：黒田・浮嶋・結城

〒287-8501 千葉県香取市佐原口 2127 番地

電話番号 0478-50-1206 (直通)

電子メール seisaku@city.katori.lg.jp

## 2 プロポーザルへの参加資格

本業務のプロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 破産法(平成16年法律第75号)の規定に基づく破産手続開始の申し立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づく更正手続開始の申し立て又は

民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申し立てをしていないこと。

- (3) 本業務の公告日において、令和2年度～令和3年度香取市入札参加資格者名簿に登載されている者にあつては、香取市建設工事請負業者等指名停止措置要領（平成18年香取市告示第113号）に基づく指名停止措置又は香取市契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成24年香取市告示第149号）に基づく入札参加除外措置を公告日から受注予定者を特定するまでの間、受けていないこと。
- (4) 国税（法人税及び消費税・地方消費税）及び市税を滞納していないこと。
- (5) 平成28年度以降（過去5年間）、関東1都6県における地方自治体から市町村総合計画又はこれに準ずるまちづくり計画等の策定業務を受注した実績を有すること。
- (6) 経営状況及び経営規模において本業務の履行に支障がない単体企業又は法人であること。
- (7) 仕様書で定める業務委託について、十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること及び発注者の指示に柔軟に対応できること。

### 3 スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりである。

実施内容	実施期間又は期日
募集開始	10月 1日（金）
質問受付期間	10月 4日（月）～10月 8日（金）
質問への回答期限	10月 15日（金）
提案書類の提出期限	10月 25日（月）
第1次審査結果の通知	10月 29日（金）
追加書類の提出	11月 12日（金）
プレゼンテーション	11月 17日（水）
審査結果の通知（公表）	11月 18日（木）以降
契約協議及び契約書締結	11月下旬

※ スケジュールは、都合により変更する場合がある。

### 4 本件に関する質問及び回答の方法等

本件に関し、質問がある場合は、以下により行うものとする。

- ただし、質問は、本プロポーザルの提案書の作成、提出に必要な事項に限るものとし、評価及び審査に係る質問は一切受け付けない。
- (1) 提出様式 質問書（様式1）による。
  - (2) 提出場所 本要領1の(7)に定める事務局に電子メールで提出すること。  
※事務局に対し、受信の確認をすること。
  - (3) 提出期限 令和3年10月8日（金）午後5時15分
  - (4) 回答方法 提出された質問に対する回答は、令和3年10月15日（金）までに質問者名を伏せて香取市ホームページにて公表する。

## 5 提案書の提出

提案書の提出は、以下のとおりとする。

- (1) 提出期限 令和3年10月25日(月) 午後5時15分 必着
- (2) 提出場所 本要領1の(7)に定める事務局へ提出すること。
- (3) 提出部数 7部(正本1部のみ押印。残りの6部は複写可)
- (4) 提出方法 持参(土・日曜日及び祝日を除く日の午前9時から午後5時まで)又は郵送(特定記録、簡易書留、書留のいずれかによる。)
- (5) 提出書類

①参加表明書(様式2)

②会社概要(様式自由、ただしA4版とする。)

会社名、会社設立年月日、所在地、技術者数、業務概要、経営規模、経営状況、連絡先(担当者氏名、電話番号、FAX番号、電子メールアドレス)を必ず記載すること。

上記を記載した企業パンフレット等を添付すること。

③業務実施体制(様式3)

④配置予定者の業務実績(様式4)

業務経歴等は、平成28年度以降(過去5年間)に担当した市町村総合計画及びこれに準ずるまちづくり計画等(総合戦略を含む。以下同じ。)の策定支援業務の全てについて記載すること(その業務経歴等に総合計画策定支援業務がある場合にあっては、対象計画等の名称(基本構想、基本計画等)を明確に記載すること。)

加えて、市町村総合計画及びこれに準ずるまちづくり計画等の策定支援業務だけではなく、これら以外の業務など、現在の従事業務について記載すること。

⑤業務実績調書(様式5)

ア 契約書等の業務実績を証明する書類(写し可)を添付すること。

イ 平成28年度以降(過去5年間)に請け負った市町村総合計画及びこれに準ずるまちづくり計画等の策定支援業務の実績を記載すること(総合計画策定支援業務にあっては、対象計画等の名称「基本構想、基本計画等」を明確に記載すること。)

⑥基本姿勢書(様式自由、ただしA4版1枚)

本件業務を実施するに際しての基本的な取組姿勢及び方針を記載すること。

⑦企画提案書

業務仕様書の記載内容に基づき計画策定に関する提案(様式6 企画提案書の様式は自由、原則A4版片面印刷とする。ただし、資料の作成上A3版を利用した方が確認しやすい場合は可とする。)

⑧工程表(様式自由、ただしA4版1枚とする。)

※現時点で想定している作業スケジュールを記載すること。

⑨見積書(金額は税込みとする。様式自由、ただしA4版とする。)

業務内容のそれぞれについて、内訳がわかるように見積もること。

⑩社会的潮流・動向のレポート

計画書の本文として記載する社会的潮流・動向を、提出時点において、一般的な事項と香取市の状況を踏まえた事項について、明確に分けて記載する

こと。(様式自由、原則A4版片面印刷とする。ただし、資料の作成上A3版を利用した方が確認しやすい場合は可とする。)

※ 本レポートは、1次審査に合格した事業者のみ、令和3年11月12日(金)までに提出すること。

※ 本レポートに対する一切の権利は、発注者に帰属するものとする。

#### ⑪その他

令和2年度～令和3年度香取市入札参加資格者名簿に登載されていない者は、下記の書類を添付すること。

ア 定款

イ 登記事項証明書(全部事項)

ウ 国税(法人税及び消費税・地方消費税)及び市税の納税証明書又は滞納のない証明書

エ 直近年度の決算書の写し

## 6 選定審査

提出書類の審査は、以下のとおり実施する。

なお、本プロポーザルへの参加事業者が1社のみであっても審査を行うものとする。

また、審査による評価点が、全体の6割を満たさない場合は、候補者の選定を行わない。

### (1) 1次審査

本業務の1次審査は、以下のとおり実施する。

#### ①資格審査

提出された書類に基づき、「2 プロポーザルへの参加資格」を満たしているか審査する。

#### ②1次審査の審査方法

本業務のプロポーザルに参加する事業者が3社を超えた場合、「5 提案書の提出 (5) 提出書類」に基づき書類審査を実施し、3社を選考する。

#### ③1次審査結果の通知

1次審査結果の通知は、10月29日(金)までに応募者に電子メール及び郵送で通知する。

### (2) 2次審査

本業務の2次審査は、以下のとおり実施する。

#### ①追加審査書類の提出

1次審査に合格した事業者は、「5 提案書の提出 (5) 提出書類 ⑩社会的潮流・動向のレポート」を11月12日(金)までに事務局に提出するものとする。

#### ②報償

「⑩社会的潮流・動向のレポート」の作成に当たっての報償として金10万円を交付する。

#### ③2次審査の審査方法

2次審査は、プレゼンテーションにより実施する。

ア 実施日時

令和3年11月17日（水） ※時刻及び会場は、別途電子メール等で通知する。

イ 説明時間等

プレゼンテーションは1社ずつ行い、説明20分、ヒアリング10分の計30分程度とする。

ウ プレゼンテーションの内容

提出のあった「5 提案書の提出 (5) 提出書類 ⑥基本姿勢書、⑦企画提案書、⑧工程表、⑩社会的潮流・動向のレポート」に基づくものとし、資料の追加配布は認めない。

エ 説明者

説明は、本業務を受注した際に直接策定支援業務を担当する主担当者が行うこととし、出席者は、3人以内とする。

オ その他

説明時は、プロジェクターの使用を可とし、その場合は、プロジェクター、PC、データ及びUSBケーブル等を持参すること。なお、スクリーンは事務局で用意する。

※ 事務局が用意するプロジェクター（EPSON EB-1945W を予定）を使用する事を可とする。

## 7 評価項目等

本審査の評価は、以下により評価する。

(1) 評価項目

評価は、次の各項目について総合的に評価を行う。

- ①会社の業務実績
- ②業務の実施体制及び配置予定者の業務実績、経験、能力等
- ③取組の姿勢
- ④提案内容に対する的確性、質問に対する応答の明快性
- ⑤業務参考見積の金額の妥当性及び提案内容との整合性

(2) 提案書等の評価割合及び基準

評価項目	評価割合	
	1次審査	2次審査
① 会社の業務実績及び香取市入札参加資格者名簿登載状況	10/50	10(8)/100 ※
② 実施体制、配置予定者の能力等	20/50	10/100
③ 取組姿勢	—	10/100
④ 企画提案及び社会的潮流・動向のレポートに関する提案の内容	—	40/100
⑤ 見積書	20/50	30/100

※令和2年度～令和3年度香取市入札参加資格者名簿に登載されていない場合は、

▲2点

※①～④の評価項目は、段階的に評価する。

## 8 受注予定者の選定

審査会において、評価を行い、最高点を獲得した応募者を業務の受注予定者として選定する。

なお、最高得点者が複数となった場合は、項目ごとに比較し、「④企画提案及び社会的潮流・動向のレポートに関する提案の内容」「⑤見積書」「③取組姿勢」の順で、高い者を選定する。

## 9 審査結果の通知・公表

- (1) 審査結果については、第2次審査対象者に電子メール及び郵送で通知するとともに、業務の受注予定者を香取市ホームページで公表する。
- (2) 審査及び特定結果に係る問い合わせには応じない。
- (3) 審査結果に関し異議を申し立てることはできないものとする。

## 10 契約協議及び契約

上記8により選定された受注予定者と業務内容及び契約金額等について協議し、協議が整ったときは、速やかに契約を締結するものとする。

なお、協議が整わない場合、香取市は第2次審査において、評価により順位付けされた上位の者から順に同様の協議を行うものとする。

## 11 その他

- (1) 提案書の作成、提出、プレゼンテーション等に要する費用は、その一切を応募者の負担とする。
- (2) 応募者より提出された書類は、返却しない。
- (3) 参加表明書及び提案書等の提出後、応募の辞退を行う場合は、任意の様式にて書面により申し出ること。
- (4) 次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、失格とする。
  - ア 虚偽の内容を記載した場合
  - イ ヒアリング等の時間に遅れた者又は出席しなかった者
  - ウ 複数の参加表明書及び提案書を提出した者
  - エ その他、審査会が不相当と認める場合